

住居表示手続き一覧表（手続きに必要な主なものは、次の表のとおりです）

※本人以外の方が手続きする場合は、委任状等が必要になる場合があります。事前に問い合わせください。

種別	問い合わせ・手続先	必要なもの	手続の期限
マイナンバー（個人番号）の通知カード	役場住民課 電話：092-963-1733	1 通知カード 2 申請者の本人確認書類 3 申請者の印鑑	実施日以降すみやかに手続きしてください
マイナンバーカード（個人番号カード）		1 マイナンバーカード（個人番号カード） 2 申請者の印鑑 ※暗証番号の入力が必要。忘れた場合は暗証番号の変更が必要（本人のみ申請可）	実施日以降すみやかに手続きしてください
住民基本台帳カード(写真付きのもの)		1 住民基本台帳カード(写真付きのもの) 2 申請者の印鑑 ※暗証番号の入力が必要。忘れた場合は暗証番号の変更が必要（本人のみ申請可）	実施日以降すみやかに手続きしてください
在留カードまたは特別永住者証明書		1 在留カードまたは特別永住者証明書	
身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証、障害福祉サービス受給者証、療育手帳	役場健康福祉課 電話：092-962-0239	1 手帳や受給者証 2 マイナンバーカード（個人番号カード）または通知カード 3 申請者の本人確認書類 4 申請者の印鑑	※実施日以降すみやかに手続きしてください
年金等受給者の住所	東福岡年金事務所 電話：092-651-7967 または 関係年金給付機関	○国民年金・厚生年金は年金証書の基礎年金番号・年金コードがわかるもの ※住所変更は役場や年金事務所に置いてある指定ハガキ（年金受給権者住所変更届）にて手続きしてください（住居表示パンフレットに掲載しています） ○その他年金等は年金等受給権者住所変更届 ※それぞれ定められた変更届の様式にて手続きしてください ※日本年金機構に住民票コードが登録されている人の届出は原則不要です	
自動車運転免許証の住所・本籍	粕屋警察署 電話：092-939-0110 福岡自動車運転免許試験場 電話：092-565-5001	1 住居表示変更証明書または住所変更通知書 2 運転免許証 3 本籍変更通知書または本籍表示変更証明書	免許更新時に同時にされて差し支えありません
自動車・自動二輪等の検査証の住所	○乗用自動車、貨物自動車、250ccを超える自動二輪車 九州運輸局福岡運輸支局 電話：050-5540-2078 ○軽自動車、125ccを超え250cc以下の自動二輪車 軽自動車検査協会福岡主管事務所 電話：050-3816-1750	1 住居表示変更証明書または住所変更通知書 2 車体検査証 3 申請書 4 印鑑 5 本人以外は委任状 ※自賠責保険などの住所は保険会社に問い合わせの上変更してください	車検・廃車・名義変更などの手続き時に同時にされて差し支えありません
土地・建物などの登記簿に記載されている所有人名義人の住所	福岡法務局福岡出張所 電話：0940-42-0324 新宮町以外は所轄法務局 ※申請書の作成については「福岡法務局ホームページ」より、登記関係・不動産登記・申請書様式【住居表示実施による住所の変更の場合】を利用し、不明な点等は所轄の法務局へ相談してください。	1 住居表示変更証明書または住所変更通知書 2 変更登記申請書 2部 3 印鑑 4 本人以外は委任状	ただし担保権の設定や抹消・所有権移転などの申請する場合に手続き時に同時にされて差し支えありません（期限の定めはありません） ※本人で手続きされる場合は無料ですが代書人（司法書士など）に依頼される場合は手数料が必要です
会社や法人の所在地及び代表者・役員など住所	福岡法務局（本局） 法人登記部門 電話：092-721-9306 新宮町以外は所轄法務局 ※申請書の作成については「福岡法務局ホームページ」より、業務案内・商業法人登記申請手続きを利用し、不明な点等は所轄の法務局へ相談してください。 ※登記相談は事前予約が必要です。 福岡法務局・法人登記部門 電話：092-721-9306	1 住居表示変更証明書または住所変更通知書 2 変更登記申請書 3 印鑑 4 本人以外は委任状	※本店所在地は2週間以内、支店所在地は3週間以内と定められています ※本人で手続きされる場合は無料ですが代書人（司法書士など）に依頼される場合は手数料が必要です
許可・認可・免許及び登録証などの住所	それぞれの発行先	1 住居表示変更証明書または住所変更通知書 2 変更届 3 印鑑 4 本籍が変わる方は「住民票（本籍記載のもの）」（有料） ※それぞれの発行先に問い合わせの上変更してください	※書類等をそろえてそれぞれの発行先にすみやかに変更届をしてください
生命保険、損害保険、預金口座の住所	それぞれの保険会社や金融機関	手続きの方法はそれぞれの保険会社や金融機関によって異なりますので問い合わせください	

※上記は、あくまでも一例となります。皆様の事情により、これ以外にも必要な手続きがあると思います。各関係機関に確認の上、変更の手続きを行ってください。

※住居表示実施に伴う住所変更手続きには、手数料・登録免許税が免除されます。（代書人などに依頼する場合は、手数料がかかります。）